

大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める決議

本年１月に事業者から本市に提出された「（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に係る環境影響評価提案書」では、ＡＢＣハウジング千里住宅公園跡地について、利用方法が保留された土地、いわゆる保留地として、事業計画から除かれた形となっている。

当該保留地は、大阪府が示した事業者公募要項において「必ず利用すること」とされており、本事業の重要なエリアであることから、本市ではこれまで、地域住民の意見も踏まえて、当該保留地の利用計画が決定した後に環境影響評価に取り組むよう、大阪府や事業者に求めてきたが、そのようにはなっていない。

このような状況を踏まえ、本年７月に本市議会は、大阪府に対し、事業者が当該保留地を含めた一体的な計画を早期に示した上で、環境影響評価を実施するよう働き掛けることを求める趣旨の意見書を提出したが、いまだ一体的な計画は示されていない。

その理由は、当該保留地を含めた一体的な環境影響評価を実施すれば、本事業の完了時期が遅れることになり、当該保留地を事業計画から切り離して進められれば、それ以外の事業が計画どおりに完了するためという見方もあるが、当該保留地を除いた形での環境影響評価は、本事業全体の環境影響評価とは言えず、事業者による環境への取組が不十分となる懸念があり、このような進め方は、地域住民の理解と信頼を損なうことになるため、容認できない。

よって、本市議会は本市に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 事業者が地域住民の意見に寄り添い、本事業の一体的な計画を早期に示した上で環境影響評価の手続をとるよう、本市が事業者や大阪府と協議の場を持ち、働き掛けること。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業者や大阪府が地域住民への説明責任を十分に果たされるよう、本市としても努めること。

以上、決議する。

令和７年１０月１日

吹 田 市 議 会

【送付先】
吹田市長